

新型コロナウイルス感染症に伴う 畜産対策の概要

生産局畜産部

令和2年12月

農林水産省

～ 目 次 ～

○肥育牛経営改善等緊急対策【R2 三次補正】	1
○肥育牛経営改善等緊急対策のうち 国産乳製品需要拡大緊急対策事業【R2 三次補正】	2
○和牛肉保管在庫支援緊急対策【ALIC事業】	3
○優良肉用子牛生産推進緊急対策事業【ALIC事業】	4
○肉用子牛流通円滑化緊急対策事業【ALIC事業】	5
○発生畜産農場等経営継続対策事業【ALIC事業】	6
○原皮需給安定緊急対策事業【ALIC事業】	7
○牛肉需給安定緊急対策事業【ALIC事業】	8
<hr/>		
(参考)		
○国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業【R2 三次補正】	9

○肥育牛経営改善等緊急対策

【令和2年度第3次補正予算額 17,582百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う価格・需要の変動により、厳しい環境に置かれている肥育経営等に対し、コスト低減等の経営体質の強化等に資する取組を支援します。

<事業目標>

出荷体重増加、肥育期間短縮、事故率低減等による生産コストの低減（事業実施年度と比較して収益が3%改善）等

<事業の内容>

1. 肥育経営等への支援

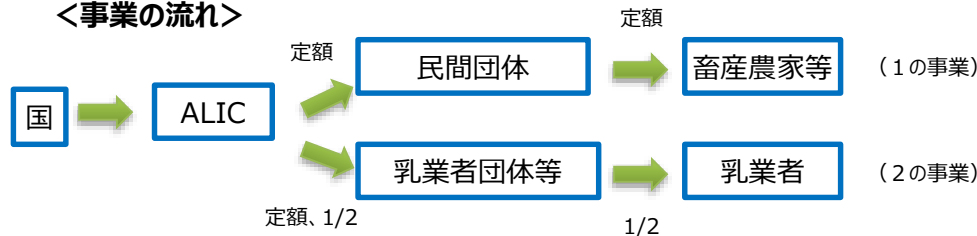
経営体質の強化に資する取組メニューに取り組んだ畜産農家に対する出荷頭数に応じた奨励金（2万円/頭）の交付等を行います。

※畜産農家への対策は、新型コロナウイルス感染症に係る畜産支援対策として実施している牛マルキンの生産者負担金の納付猶予措置が終了した月をもって終了します。

2. 乳業者等への支援

高い在庫水準にある国産脱脂粉乳・バターの需要拡大を図るための取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【取組メニュー】肥育生産の改善計画を作成し、以下の8つのうち3つ以上に取り組む（括弧内は取組のねらい）

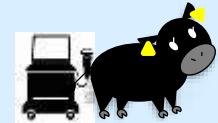
○飼料効率の改善

（飼料分析を踏まえた効率的な肥育を行うための飼料給与）



○長期肥育の抑制

（超音波を使った肥育期間中の肉質分析）



○事故防止

（血液分析によるビタミンA欠乏による事故防止）



（除角牛の導入による肥育効率の低下防止）



○疾病防止

（削蹄による蹄病予防）



（疾病検査実施済みの牛の導入や防虫ネットによる疾病の伝播防止）



○畜舎環境の改善

（暑熱・換気対策等による生産性低下防止）



○経営改善

（経営管理研修会への参加等による経営改善）



【お問い合わせ先】 生産局畜産企画課 (03-3502-0874)
牛乳乳製品課 (03-6744-2128)

○国産乳製品需要拡大緊急対策事業

【令和2年度第3次補正予算額 1,690百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大の影響によるインバウンドの減少やイベント・外出の自粛により、業務用を中心に牛乳乳製品の需要が大きく減少しています。それに伴い、脱脂粉乳及びバター在庫数量が高水準にあり、今後、需給調整が困難になるおそれがあることから、国産脱脂粉乳やバターの需要を拡大するための取組を支援し、生乳の需給調整機能を維持するとともに、国内市場における国産需要の拡大を図ります。

<事業目標>

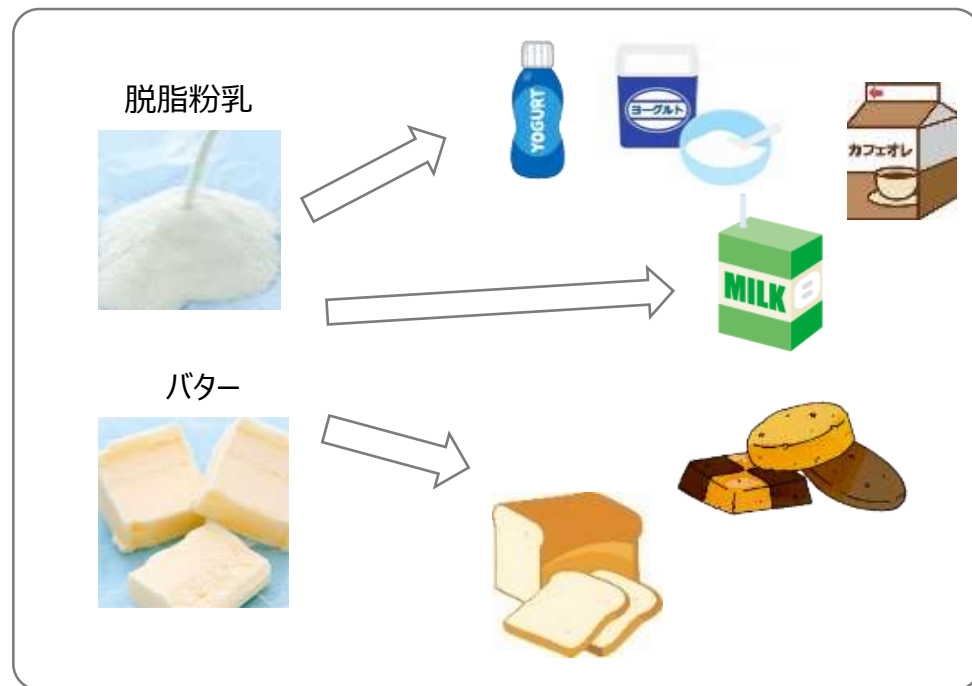
新型コロナウイルスによる牛乳乳製品の需要の減少下においても生乳の需給調整機能を維持するとともに国産乳製品の需要拡大を図る。

<事業の内容>

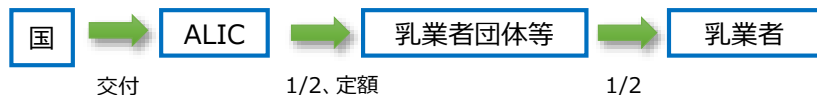
<事業イメージ>

○脱脂粉乳・バターの活用拡大に伴う支援

乳業者団体等が国産需要の拡大を図るため、新たな業務用需要に対して脱脂粉乳・バターを活用する取組を支援します。



<事業の流れ>



○和牛肉保管在庫支援緊急対策事業

【令和2年度～令和4年度 ALIC事業 49,986百万円】

<対策のポイント>

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、インバウンドや外食の需要が大幅に低下したことにより、**和牛肉の需要が低下し、価格が急落。**
- これに伴って**和牛肉在庫が積み上がり**っており、この状況が続けば、と畜場への出荷の停滞が懸念され、肥育農家や繁殖農家にも悪影響が及ぶ恐れ。
- このため、販売促進に取り組む食肉卸売事業者に対し、新型コロナウイルス感染拡大の影響により積み上がった**在庫の保管料等を支援**することにより、和牛肉の円滑な流通を図ります。
- 併せて、**販売促進計画に基づき実際に販売した場合には、その実績に応じて奨励金を交付**します。

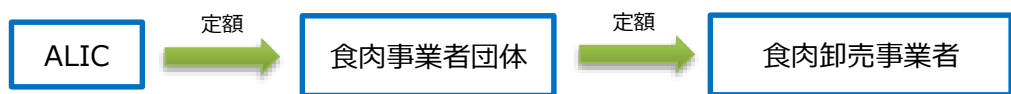
<政策目標>

「食料・農業・農村基本計画」において設定された需要に応じた生産数量目標を達成
牛肉の生産量 33万トン（平成30年度）⇒ 40万トン（令和12年度まで）

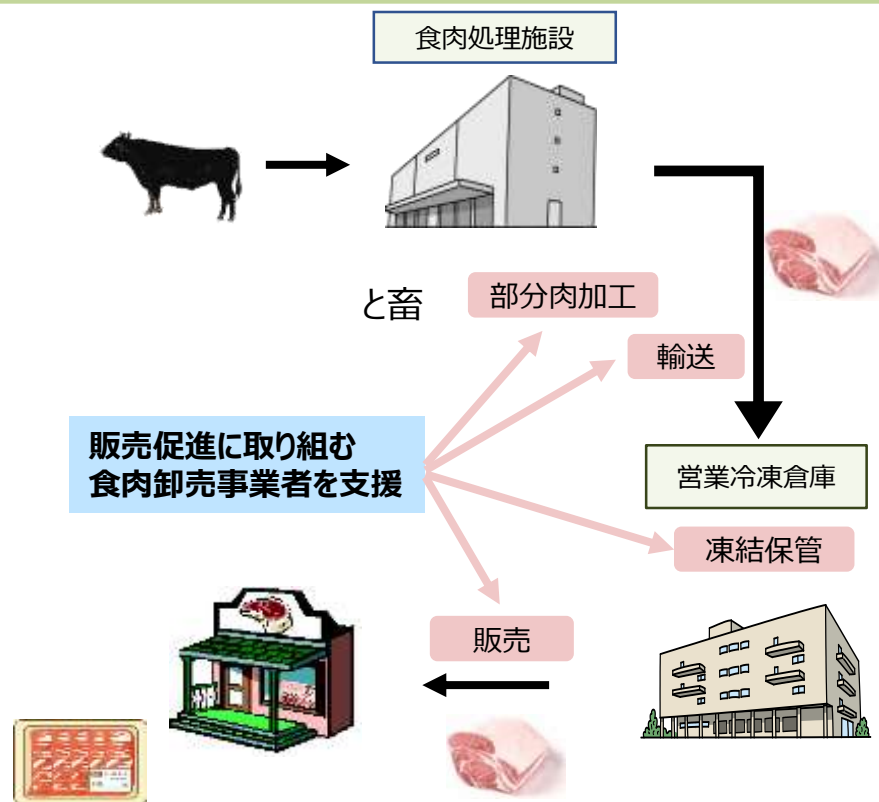
<事業の内容>

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により**積み上がった和牛肉の在庫の解消**を図るため、**販売促進計画を作成した食肉卸売事業者**に対し、当該在庫の**保管経費**（凍結料、保管料、金利等）を**支援**します。
- (2) 併せて、**販売促進計画に基づき実際に販売した場合には、その実績に応じて奨励金を交付**することを通じ、在庫の解消に向けた取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染拡大の影響による肉用子牛価格の低下により、生産者の意欲が低下し、肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されるため、経営改善に取り組む肉用子牛生産者を支援します。

<事業目標>

生産者の意欲を維持し、肉用牛生産基盤の弱体化を防止。

<事業の内容>

- 肉用子牛の品種区分ごとの全国平均価格（月別）が、発動基準（下表）を下回った場合に、経営改善のための取組メニュー（右図）のうち3つ以上行う生産者に対して、販売頭数に応じた奨励金を交付します。

品種区分	発動基準① (奨励金単価：1万円/頭)	発動基準② (奨励金単価：3万円/頭)
黒毛和種	60万円	57万円
交雑種	30万円	29万円
乳用種	18万円	17万円

注：発動基準は消費税込価格

※本対策は、新型コロナウイルス感染症に係る肉用牛肥育経営向けの支援策（牛マルキンの生産者負担金の納付猶予措置等）が終了した月をもって終了します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<取組メニュー> 以下の8つのうち3つ以上に取り組む

- 経営分析
(経営管理研修会への参加等)



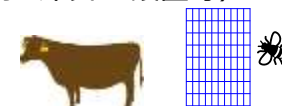
- 飼料効率の改善
(飼料分析を踏まえた給与設計等)



- 子牛の疾病防止
(下痢防止剤の投与等)



- 駆虫・防虫対策
(防虫ネットの設置等)



- 牛体管理の徹底
(削蹄の実施等)



- 寒冷対策
(牛体の保温等)



- 暑熱対策
(牛舎内の遮光等)



- 添加物による栄養補助
(ビタミンの添加等)



➡ 肉用子牛生産の継続・生産者の経営改善

【お問い合わせ先】 生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

<対策のポイント>

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、肉用子牛の出荷の停滞が懸念されるため、生産者のやむを得ない計画出荷に係る掛かり増し経費を支援します。

<政策目標>

- 肉用子牛の出荷が調整されることにより、肉用子牛流通の停滞を解消

<事業の内容>

<事業イメージ>

子牛流通円滑化緊急対策

- 生産者団体が策定した計画に基づいて、生産者がやむを得ず肉用子牛の出荷調整を行う場合、計画出荷に係る掛かり増し経費（飼料費等）を支援します。

肉用子牛流通円滑化緊急対策



<事業の流れ>



<対策のポイント>

農場の経営者等に新型コロナウイルス感染症が確認された場合、経営者等が一定期間隔離され、家畜の飼養管理や搾乳等が困難となり、家畜が飼養できなくなるなどの恐れがあるため、**代替要員の派遣や家畜の公共牧場への避難等を支援**します。

<政策目標>

新型コロナウイルス感染症が発生した場合においても、**家畜の飼養を続けることにより畜産物生産を継続、安定的に国産畜産物を供給**

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 代替要員の派遣等に対する支援

発生農場の事業継続のための**代替要員(酪農ヘルパーを含む)の派遣等**を支援します。

2. 家畜の公共牧場等への緊急避難、委託管理等に対する支援

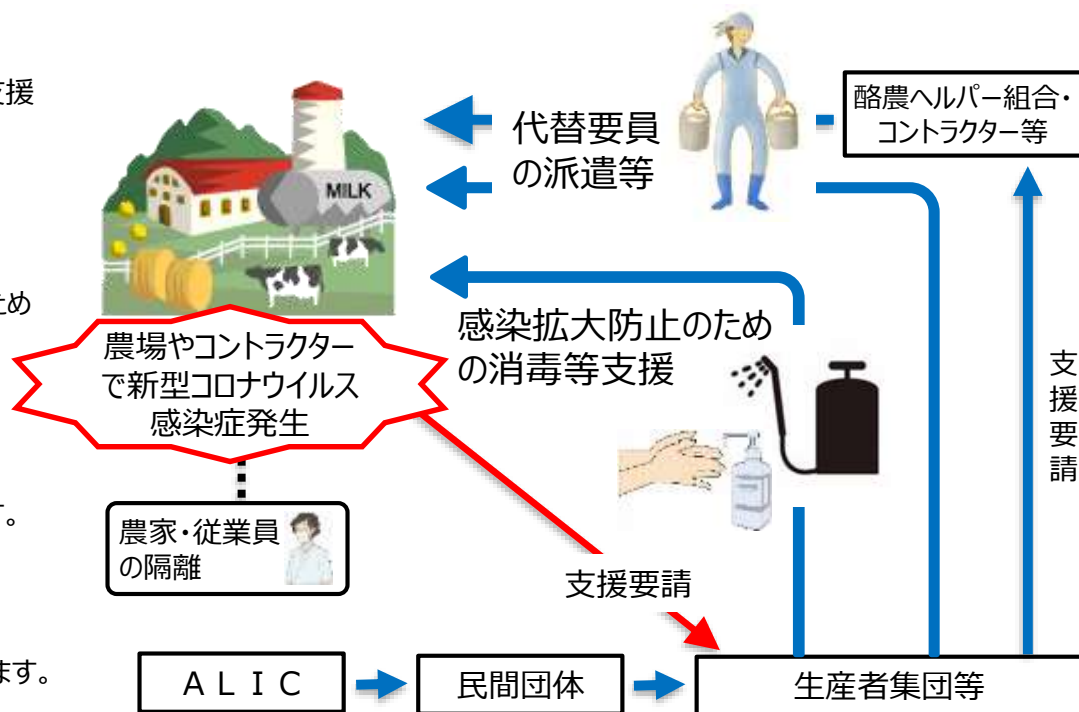
発生農場の事業継続を図るため、その**家畜を公共牧場等に緊急避難**させるための経費を支援します。

3. 農場等清浄化・感染拡大防止に向けた消毒等経費に係る支援

発生農場の**清浄化や感染拡大防止のための消毒等**に係る経費を支援します。

4. 出荷できない生乳に対する支援

乳業工場の処理能力の低下等により**出荷できなくなった生乳**に対して支援します。



<事業の流れ>



[お問い合わせ先]

(乳用牛:1~4の事業)	生産局牛乳乳製品課	(03-3502-5988)
(肉用牛:1~3の事業)	生産局畜産企画課	(03-3502-0874)
(豚、家きん:1、3の事業)	生産局畜産振興課	(03-3591-3656)
(コントラクター:1、3の事業)	生産局飼料課	(03-3502-5993)

<対策のポイント>

海外での新型コロナウイルスの発生により輸出できなくなった原皮の円滑な処理を図るため、原皮業者が、自ら策定する事業実施計画に基づき、**外部での一時保管・高度処理**を行うとともに、それでも**輸出できない原皮等について焼却処理**を実施することを支援します。

加えて、需要が停滞している原皮の**新規用途開発を推進し**、販路拡大を目指すとともに、原皮事業者が**経営の多角化**を図り、**原皮の販売・処理の双方に対応した選別体制を強化**する取組を支援します。

<政策目標>

○ 原皮の輸出基盤の維持及び国内における牛原皮の需要拡大・流通の円滑化

<事業の内容>

1. 輸出機能の維持

・ 原皮の一時保管・高度処理

海外へ輸出できなくなった原皮について、**外部での一時保管・長期保存が可能な高度処理**（ウエットブルー加工）を行う取組を支援します。
（一時保管：豚8円/枚/月、牛40円/枚/月）

2. 輸出できない原皮の滞留防止

・ 余剰原皮の処理

上記の取組を行っても**輸出先が確保できない原皮等**について、**焼却処理**を行う取組を支援します。
（レンダリング・焼却処理：豚 約200円/枚、牛 約1,180円/枚）

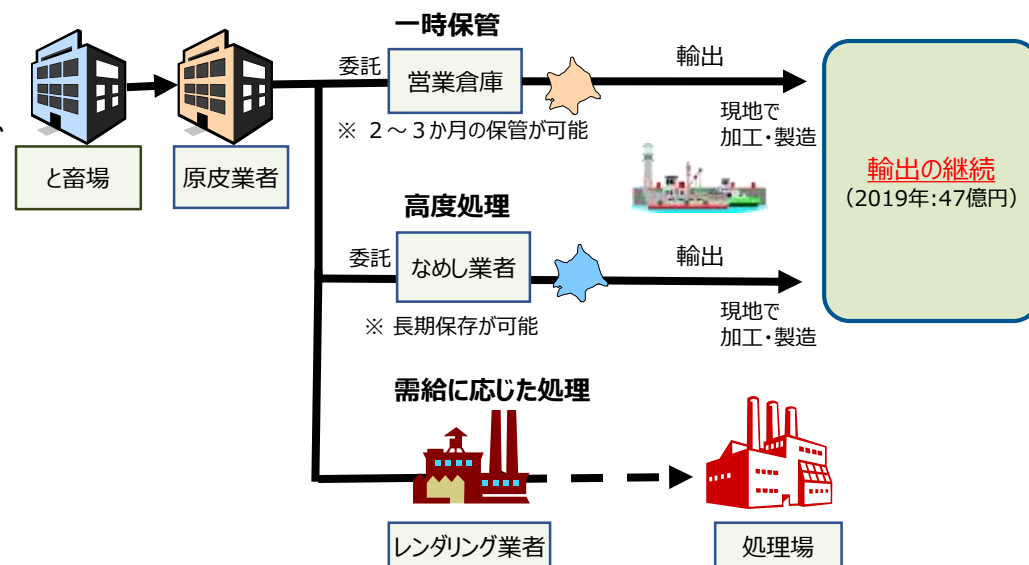
3. 牛原皮の需要拡大及び流通の円滑化

・ 新規用途開発・経営多角化

原皮業者がメーカー等と連携し、牛原皮の**新規用途を開発**するための取組を支援します。

原皮業者が産業廃棄物処理業許可を新たに取得し、**原皮の販売・処理の双方に対応した選別体制を強化**する取組を支援します。

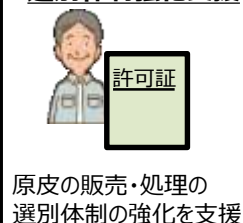
<事業イメージ>



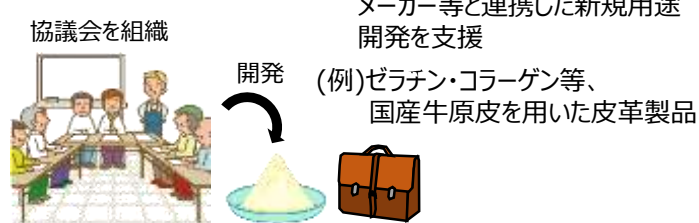
<事業の流れ>



選別体制強化支援



牛原皮新規用途開発支援



<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外食等向けの牛肉需要の減少が生じるおそれがあります。輸入冷蔵牛肉は、賞味期限が短く、国内需要の減少にかかわらず国内に速やかに供給されることから、我が国国内の**牛肉需給の緩和による国内牛肉相場の変動**、ひいては**牛肉産業全体への影響が懸念**されます。

このことから、新型コロナウイルス感染症の影響により販売が困難となると見込まれる**輸入冷蔵牛肉を対象に凍結及び保管に係る経費を支援**することにより、**国内牛肉需給の安定**を図ります。

<政策目標>

我が国国内の牛肉需給の安定化

<事業の内容>

(1) 牛肉凍結支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により販売が困難となると見込まれる**通関前の輸入冷蔵牛肉の凍結を支援**します。

(支援単価：ロイン100円/kg以内、ロイン以外30円/kg以内)

(令和3年1月1日から6月30日までの凍結分が対象)

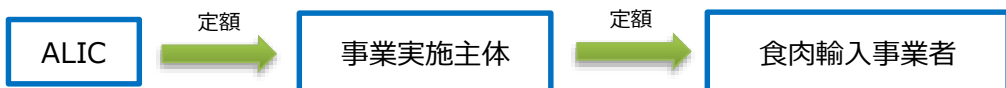
(2) 牛肉保管経費等支援事業

(1)の事業により凍結された牛肉の**冷凍保管を支援**(1か月間以上の保管の場合)します。

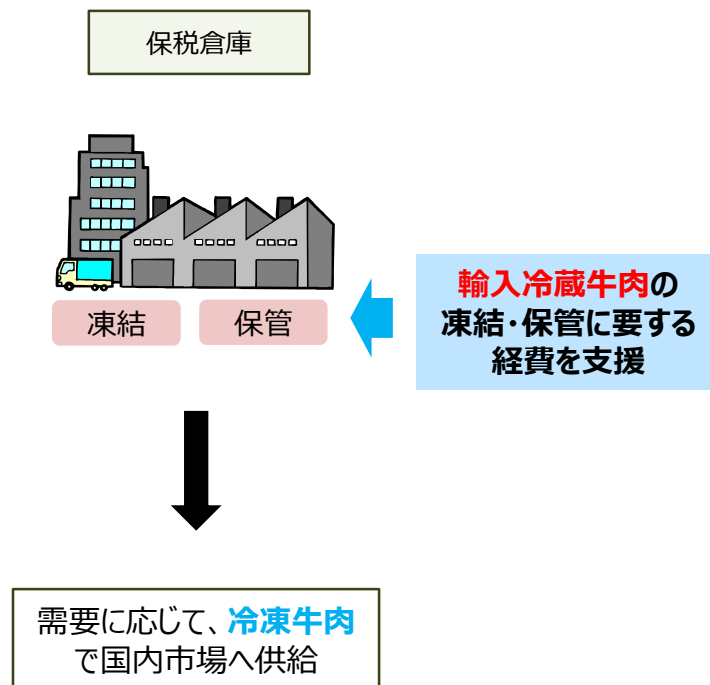
(支援単価：半月当たり1円/kg)

(令和3年1月1日から7月31日までの保管分が対象)

<事業の流れ>



<事業イメージ>



○国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業

【令和2年度第3次補正予算額 25,000百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症拡大による**外食、インバウンド等の需要減少の影響を依然として受けている農林漁業者、加工業者等**の新たな生活様式に対応した**販売促進・販路の多様化等の取組**を支援します。また、**国産農林水産物の消費拡大を推進**するため、メディア・SNS等を活用して、**農林漁業者等による地域の様々な取組**を発信します。

<事業目標>

インバウンドの減少等の影響を受けている農林漁業者等の販路多様化、流通構造の改革

<事業の内容>

1. 外食、インバウンド等の需要先を販路としていたが、**新型コロナウイルス感染症拡大の影響（インバウンドの減少、飲食店閉店等の影響）**で販路を失った**農林漁業者、加工業者等**の新たな生活様式に対応した**販売促進・販路の多様化等の取組**について、**食材費、送料、広告宣伝費等**を民間団体等を通じて支援します。
※品目については、対象の限定はありませんが、需要減少等の影響を受けている場合に対象となります。

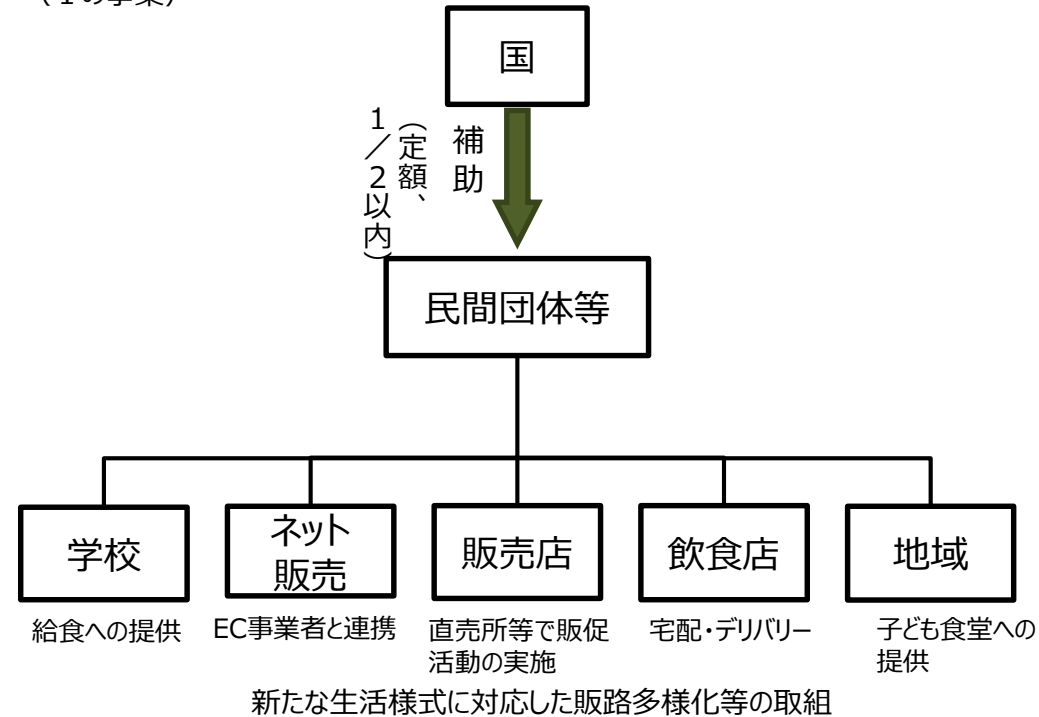
(支援対象、補助率)

- ・消費者向けの新たな販路確立（インターネット販売）（定額、1/2）
- ・宅配・デリバリーを活用した多様な販路確立（1/2）
- ・創意工夫による多様な販路の確立（1/2）
- ・学校給食・子ども食堂等への食材提供（定額）

2. **国産農林水産物の消費拡大を推進**するため、メディア・SNS等を活用して、**農林漁業者等による地域の様々な取組**を発信します。

<事業イメージ>

(1の事業)



<事業の流れ>

定額、1/2以内



【お問い合わせ先】 (1の事業) 大臣官房政策課 (03-6744-2089)
9 (2の事業) 大臣官房政策課食料安全保障室 (03-6744-2395)